

第1号様式(第5条及び第8条)

【記入上の注意】

1 申請者の欄

- (1) 「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
- (2) 配偶者には、乳幼児及び児童を懐胎した当時婚姻の届出はしていないが、申請者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。

2 配偶者等の欄

- (1) 住所「住所」の欄は、申請者と住民票上別居している場合記入してください。

3 助成対象乳幼児及び児童の欄

- (1) 「助成対象乳幼児及び児童」の欄は、申請者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)する乳幼児及び児童について、記入してください。
- (2) 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。  
ア 「同一」は、乳幼児及び児童が申請者自身の子である場合で、申請者がその乳幼児及び児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。  
イ 「維持」は、乳幼児及び児童が申請者自身の子でない場合で、申請者がその乳幼児及び児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。

4 この申請書に添えていただく書類は次のとおりです。

- (1) あなたとあなたが養育されている乳幼児及び児童の健康保険証
- (2) 申請者と生計を同じくする者が他の市町村(特別区を含みます。以下同様です。)に住所を有する場合は、その者の属する世帯の全員の住民票の写し(続柄表示のあるもの)
- (3) 乳幼児及び児童のうちに申請者自身の子でない乳幼児及び児童がある場合は、父母とその乳幼児及び児童との養育関係及び申請者とその乳幼児及び児童との養育関係を明らかにすることができる書類
- (4) 申請者が本年(1月から9月までは、前年をいいます。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、申請者の前年(1月から9月までは、前々年をいいます。)の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
- (5) 申請者の親族でないためその市町村民税又は特別区民税で扶養控除の対象とはならないが、前年の12月31日に申請者が生計を維持した乳幼児及び児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類
- (6) 申請者が寡婦(寡夫)控除のみなし適用の申請を行う場合は、その事実を明らかにすることができる書類
- (7) 児童手当を受けられている方は、児童手当認定通知書又は児童手当支払通知書(児童手当認定通知書又は児童手当支払通知書を掲示できる方は、上記(2)~(6)の書類は必要ありません。)

5 この申請書についてわからないことがありましたら、担当の職員におたずねください。

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。